

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第38号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア <u>総合政策部</u>にあつては<u>政策推進課総括課長</u>、<u>地域振興部</u>にあつては<u>地域企画室長</u>、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、総務部にあつては総務室長、管財課総括課長及び<u>総合防災室長並びに出納局</u>にあつては<u>管理課長</u></p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>第17条 普通財産の貸付料の年額は、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算出方法により算出した額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（<u>昭和25年法律第226号</u>）第2章第3節に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(特定の事業の用に供する<u>財産等</u>の取扱い)</p> <p>第34条 道路、海岸、港湾、漁港、下水道、急傾斜地崩壊対策、土地改良、畜産経営環境整備及び道路交通の用に供し、又は供することと決定した財産、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第34条の2第2項第2号に規定する収用の対償に充てるため取得した財産、<u>公共補償（公共事業の施行によりその機能を廃止し、又は休止することが必要となる当該公共事業の起業地内の公共施設等に対する補償をいう。）に充てるため取得した財産</u>、<u>独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）附則第8条第1項の規定による譲渡しを受けた財産等</u>に係る合議及び財産台帳その他の事務の取扱いについて</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア <u>秘書広報室</u>にあつては<u>秘書課総括課長</u>、<u>総務部</u>にあつては<u>総務室長</u>、<u>管財課総括課長</u>及び<u>総合防災室長</u>、<u>政策地域部</u>にあつては<u>政策推進室長</u>、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては<u>県土整備企画室長並びに出納局</u>にあつては<u>出納指導監</u></p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>第17条 普通財産の貸付料の年額は、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算出方法により算出した額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法第2章第3節に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(特定の事業の用に供する<u>財産</u>の取扱い)</p> <p>第34条 道路、海岸、港湾、漁港、下水道、急傾斜地崩壊対策、土地改良、畜産経営環境整備及び道路交通の用に供し、又は供することと決定した財産、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第34条の2第2項第2号に規定する収用の対償に充てるため取得した財産<u>並びに</u>公共補償（公共事業の施行によりその機能を廃止し、又は休止することが必要となる当該公共事業の起業地内の公共施設等に対する補償をいう。）に充てるため取得した財産に係る合議及び財産台帳その他の事務の取扱いについては、総務部長が当該事務の主管部局長と協議して別に定める。</p>

は、総務部長が当該事務の主管部局長と協議して別に定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。